

公正取引委員会による審判制度の廃止及び審査手続の適正化に向けて (概要)

2009年10月20日
(社)日本経団連

平成21年(2009年)改正独占禁止法・附則

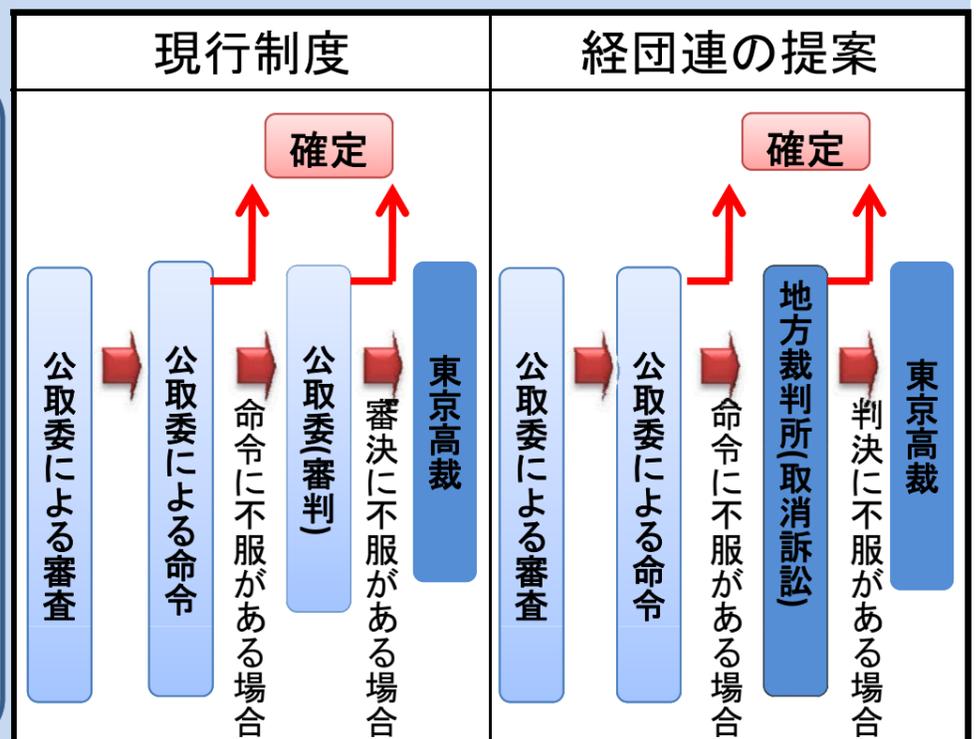
政府は審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

審査・審判手続の見直しの必要性

- ▶ 公取委は、漠然とした疑いのみで、企業のあらゆる場所に立入検査に入り、行政調査であっても、半強制的にあらゆる資料を提出させる。1日10時間超の取調べも行われる。
- ▶ 公取委が検事と裁判官を兼ねる審判制度には、中立性の観点から疑問。現行の審判では、公正な判断は困難。
- ▶ 独占禁止法のような経済事案は、迅速な解決が必須。
- ▶ 独占禁止法違反行為に対する課徴金や刑事罰などの制裁は重く、影響は甚大。
- ▶ 関係する当事者もその活動もボーダーレスに。法手続に関するグローバルスタンダードにも配慮し、国際的な枠組みの中で捉えることが重要。

審判を廃止し、不服申立ては地方裁判所へ

- ① 公平・公正な解決のためには、審判を廃止し、直接裁判所で争える仕組みが必要。
(まずは、第一審は東京地裁の専属管轄に)
- ② 審判廃止に伴い、「実質的証拠法則」*も当然廃止すべき。
* 公取委が認定した事実は、裁判所を拘束する。
- ③ 控訴審(第二審)は、統一的判断と効率化の観点から、東京高裁の専属管轄とすべき。
- ④ 司法部門における独占禁止法事案への理解力を備えた人材の育成・確保。



国際水準に適う新たな審査制度が必要

- ① 被調査者に正当な防御権が与えられるようにすべき。
- ② 裁判できちんと争えるよう、公取委の保有する証拠資料を開示すべき。
- ③ 命令が出される前にも、十分な事前聴聞手続を行い、命令において、その理由・根拠となる証拠を明示すべき。
- ④ 課徴金減免制度の下では、公取委の調査に協力するために、第三者に対する企業秘密の保持は不可欠。

	弁護士 立会権	弁護士・顧 客秘匿特 権	自己負罪 拒否特権	供述記録 の写し交 付	立入検査 時の謄写
イギリス	認める ○	あり ○	あり ○	認める ○	コピーを 提出 ○
フランス	認める ○	あり ○	あり ○	認める ○	コピーを 提出 ○
ドイツ	認める ○	あり ○	あり ○	認める ○	コピー可 ○
日本	認めない ×	なし ×	なし ×	認めない ×	事後しか 認めない ×